

# 適正利用に向けた事業者へのお願いについて

## 障害者用駐車場について

車椅子利用者は、自動車から乗り降りする際に、ドアを全開にする必要があります。  
このため、駐車区画の幅が3.5メートルと、通常よりも幅の広い駐車場が必要となります。



## 埼玉県福祉のまちづくり条例における障害者用駐車場の主な整備基準

- 1 障害者用駐車場の幅  
幅は、3.5メートル以上とする。
- 2 分かりやすい表示  
障害者用駐車場であることを分かりやすく表示する。
- 3 出入口の近くに設置  
建物の出入口に近い場所に設置する。



# 県の取組みについて

## 適正利用に向けた啓発活動

### 障害者用駐車場マナーアップキャンペーンの実施

(11月1日から12月9日を強調期間として1都3県共同で広報を強化)

< 主な取組 >

- ・商業施設等によるポスター掲示
- ・県SNS、県及び市町村広報紙等へ啓発記事掲載
- ・テレビ、ラジオでの情報発信
- ・イベントでの啓発グッズ配布

## 事業者への協力依頼

### 適正利用に関する普及啓発活動への協力を依頼

- ・ポスター掲示や店内放送
- ・駐車区画の青色塗装 など

< 普及啓発ポスター >  
(1都3県共同)



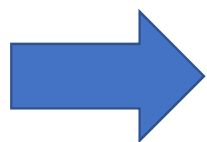
< さいたま新都心駅前大型ビジョン >



# 事業者向け啓発チラシ（案）について

## バリアフリー法の改正

令和2年5月に成立・公布した改正バリアフリー法では、新たに「車椅子利用者用駐車施設を含む、高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進」が国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務となった（令和3年4月施行）。



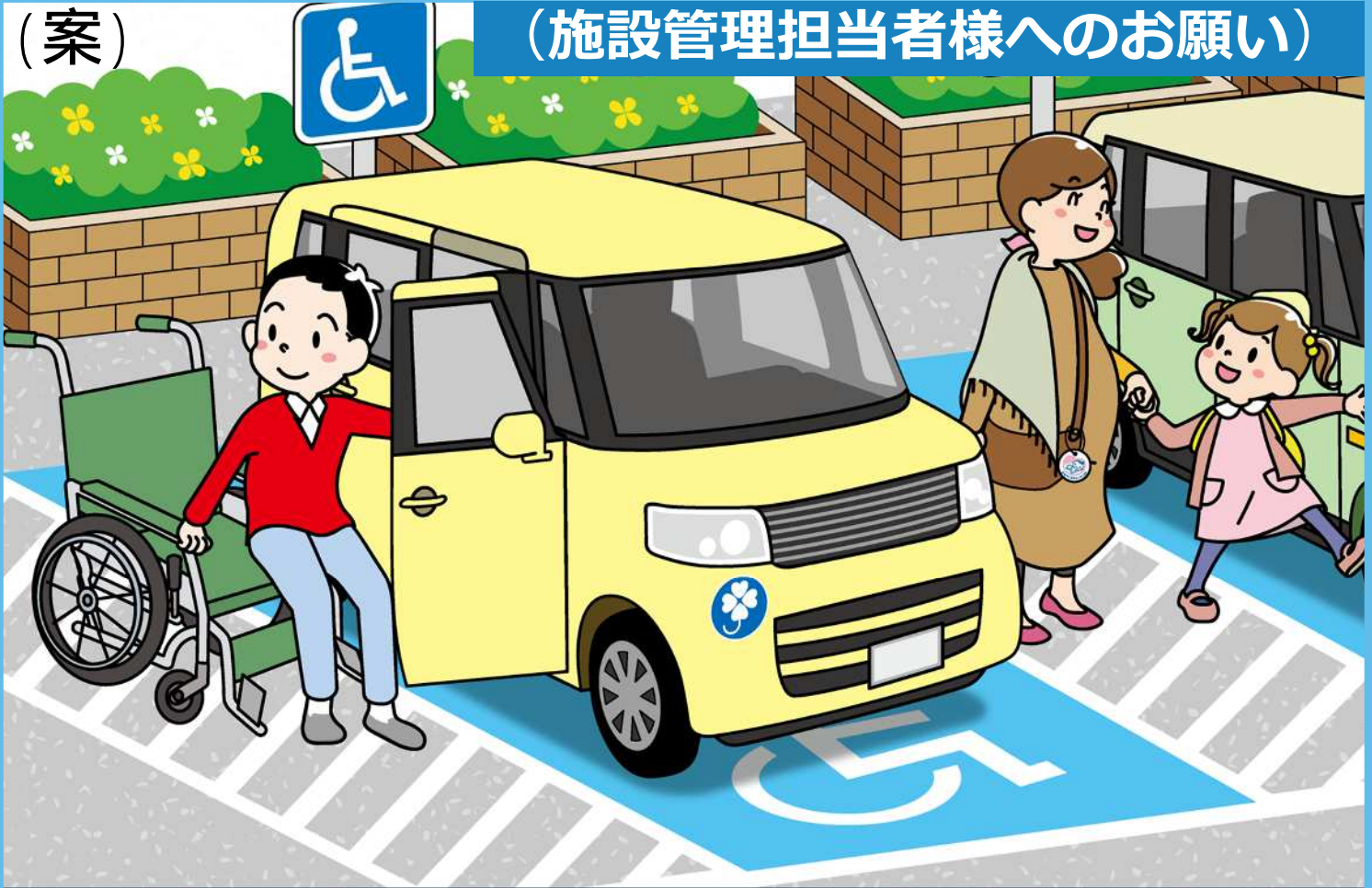
県において施設設置管理者向けの啓発のためのチラシを作成し、配布予定（デザイン案を作成）

### 【参考】バリアフリー法 第11条第6項（抜粋）

路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定路外駐車場における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

(案)

(施設管理担当者様へのごお願い)



## 障害者等用駐車場の適正利用に向けた 取組への御協力をお願いします

車いすや杖を使用している方などが自動車のドアを大きく開けて乗り降りできるようにつくられた障害者等用駐車場へ、必要としない方が駐車してしまい、必要な方が駐車できずに大変困っているという声が寄せられています。

### お願いしたい取組内容 (例)

1

障害者用駐車区画の  
分かりやすい表示

2

新

障害者等用駐車区画の  
増設

3

新

係員などによる  
巡回・声掛け

4

ポスター掲示や  
店内放送

令和2年5月に成立・公布した改正バリアフリー法では、新たに「車椅子利用者用駐車施設を含む、高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進」が国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務となりました(令和3年4月施行)



埼玉県マスコット  
さいたまっち & コバトン

〇〇  
商店街

彩の国  
埼玉県

## 障害者用駐車区画の分かりやすい表示

### 国際シンボルマークの表示

駐車区画の路面に国際シンボルマークを大きく描いて表示します。

### 区画全体を青色に

駐車区画の路面全体を青く着色して目立たせます。

### 看板の設置

看板には国際シンボルマークを青地に白で描くとともに、「車椅子使用者等歩行困難な方のための駐車スペースです。必要の無い方の駐車は御遠慮ください。」等の文章も表示しましょう。

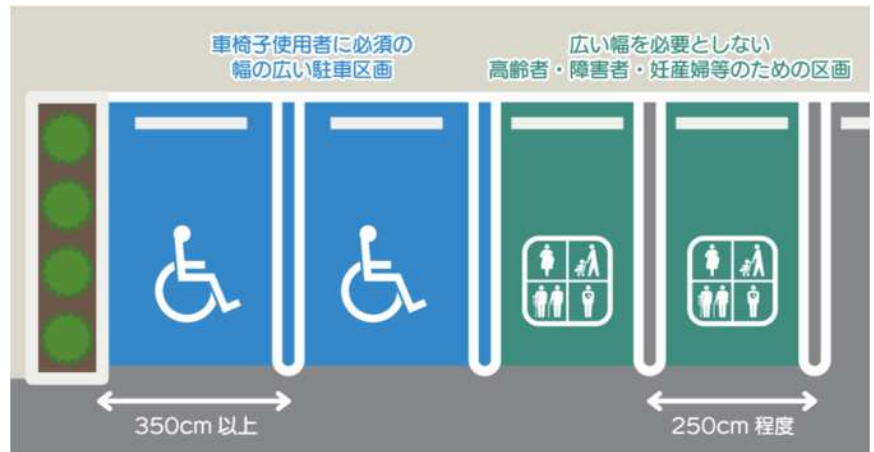


新

## 障害者等用駐車区画の増設

できれば整備基準で定められた数以上の障害者用駐車場を整備することをお願いします。

車椅子使用者に必要な駐車場とは別に、通常の駐車区画と同じ幅の「高齢者・妊産婦・内部障害者等向け優先駐車区画」を設けることが望ましいです。



新

## 係員などによる巡回・声掛け

係員等の巡回など、利用状況の把握に努め、必要に応じて適正利用の声掛けをお願いします。

## 障害者等用駐車場の周知



啓発ポスター掲示や啓発チラシ等の配布、施設内の放送による呼び掛けをお願いします。

問合せ先

埼玉県 福祉部 福祉政策課

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

TEL 048(830)3391

FAX 048(830)4801

